平成２３年（フ）第１０４１号
埼玉県鴻巣市笠原2752番地６
債務者　齋藤　佳寛
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５６号
埼玉県戸田市上戸田２丁目17番５号　レオパールハイツ101号室
債務者　木村　尚樹
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６０号
埼玉県幸手市大字惣新田695番地１
債務者　白石　良一
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６２号
埼玉県幸手市中４丁目26番24号
債務者　白石　正江
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６７号
埼玉県加須市細間273番地１　県営大利根細間団地１号棟202号室
債務者　長谷川紀江
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１７号
さいたま市南区内谷５丁目16番７号みやび第２コーポ201号
債務者　西芦谷町子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５３号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡1484番地３　リバーサイド白岡308
債務者　西澤真由美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
愛知県一宮市浅野字山林85番地
債務者　服部真由美
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９４１号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁156番地　ファミール陵南Ｂ―101号、前住所堺市北区新金岡町３丁４番６―103号
債務者　中島　俊宏
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６２号
堺市南区新檜尾台３丁１番４―503号
債務者　藤村　浩人
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９１号
堺市南区赤坂台２丁５番３―306号
債務者　渡部　一良
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２３号
堺市西区草部1009番地　12棟202号
債務者　さくら商事こと　井上　良春
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２４号
堺市西区草部1009番地　12棟202号
債務者　井上アツ子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４１号
大阪府高石市西取石３丁目９番25号、前住所堺市南区若松台１丁４番３―208号
債務者　寺崎　仁志
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４４号
大阪府松原市河合１丁目568番地の７
債務者　上田商会こと　上田那児男
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４５号
大阪府松原市河合１丁目568番地の７
債務者　上田　紀惠
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０５８号
堺市堺区宿院町西３丁１番29―405号
債務者　油谷　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
岩手県宮古市田老字立腰37番地
債務者　中田　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部